

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 1 月24日
【発行者名】	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 柳澤 宏
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目 1 番 1 号 新宿三井ビル43階
【事務連絡者氏名】	カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社 取締役財務企画部長 吉田 圭一
【連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目 1 番 1 号 新宿三井ビル43階
【電話番号】	03-6279-0311
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の運用に関する基本方針が以下のとおり変更されることになりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 運用に関する基本方針の変更の内容についての概要

本投資法人の資産運用会社であるカナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、2024年1月24日開催の取締役会において、本投資法人の投資対象である再生可能エネルギー発電設備(注1)について、FIT制度(注2)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備等のみではなく、FIP制度(注3)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備等及びFIT制度又はFIP制度の適用を受けない再生可能エネルギー発電設備等への投資並びに同設備に併設する蓄電設備への投資のそれぞれについて、投資の際の基準を明確化することを主な目的として、本投資法人の資産運用に係る運用ガイドラインの変更について決議し、当該運用ガイドラインは、同日付で変更されました。

かかる変更に伴い、2024年9月27日付で提出された有価証券報告書（以下「直近有価証券報告書」といいます。）の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（1）投資方針」の一部が、2025年1月24日付で以下のとおり変更されます。

特に断らない限り、直近有価証券報告書で定義された用語は、本書においても同一の意味を有するものとします。下線部は変更箇所を示します。なお、削除箇所は明示していません。

(注1) 「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。その後の改正を含みます。）（以下「再生エネ特措法」といいます。）第2条第2項に定めるものをいい、再生可能エネルギー発電設備を設置、保守、運用するために必要な不動産、不動産の賃借権（転借権を含みます。）又は地上権と併せて「再生可能エネルギー発電設備等」と総称します。以下同じです。

(注2) 「FIT制度」とは、再生エネ特措法に基づく、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気について、その利用を促進するために、電気事業者があらかじめ定められた価格、期間その他の条件に基づき当該再生可能エネルギー電気を調達する制度（固定価格買取制度）を意味します。以下同じです。

(注3) 「FIP制度」とは、再生エネ特措法に基づく、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気について、市場取引等（再生エネ特措法に定義する意味によります。）による供給を促進するため、供給促進交付金（再生エネ特措法に定義する意味によります。）の交付を行う制度をいいます。以下同じです。

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

（中略）

再生可能エネルギー発電事業の安定的キャッシュ・フローを支える固定価格買取制度～固定価格買取制度の概要

（中略）

発電事業者（注5）がこの制度を利用するには、電気事業者（かかる接続契約を締結した電気事業者を以下「接続電気事業者」といいます。）との間で接続契約（注6）を締結の上、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」といいます。）について経済産業大臣による認定を受け、発電事業者の再生エネ発電設備を接続電気事業者の電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に定義される意味によります。以下同じです。）に電氣的に接続するとともに、発電事業者から電気を買い取る電気事業者（以下「買取電気事業者」といいます。）と特定契約（注7）を締結する必要があります。なお、本投資法人は、原則として、再生可能エネルギー発電事業計画について経済産業大臣による認定を取得してFIT制度の適用を受け、再生エネ発電設備に係る認定事業者が既に関取電気事業者との間で特定契約を締結し、接続電気事業者との系統連系が完了し、かつ、当該特定契約に基づく電気の供給を既に開始した再生エネ発電設備に投資します。

（中略）

本投資法人の特徴

（中略）

（ヘ） ポートフォリオ構築方針

a. ポートフォリオ構築方針の基本的な考え方

本投資法人は、再エネ発電設備等及び再エネ発電設備等を信託する信託受益権を主たる投資対象とし、太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を信託する信託受益権への投資割合は90%以上とし、それ以外の再エネ発電設備等及び当該再エネ発電設備等を信託する信託受益権への投資割合は10%以下とします。なお、保有資産のすべてが太陽光発電設備等です。

太陽光発電設備等への投資に際して、本投資法人は、設備規模、立地（注）、太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーその他の機器・資材の製造業者及び性能その他の技術的要件、当該発電設備の過去における発電実績、並びに敷地等の権利の種類、取得・使用条件又は賃借等の条件に加え、当該太陽光発電設備等が適用を受ける制度に応じて以下の事項を総合的に検討し、投資対象を選定します。

FIT制度の適用を受ける太陽光発電設備等においては、FIT制度における調達価格及び残存する調達期間その他のFIT制度の適用条件。

FIP制度の適用を受ける太陽光発電設備等においては、市場取引等（再エネ特措法に定義する意味によります。以下同じです。）による売電の方法等（売電の形態、売電に関する契約の有無並びに契約がある場合においてはその内容及びその相手方の属性、環境価値の取扱い等）並びにFIP制度における基準価格及び残存する交付期間その他のFIP制度の適用条件。

FIT制度又はFIP制度の適用を受けない（FIT制度又はFIP制度の適用が終了したものを含みます。以下同じです。）太陽光発電設備等においては、再エネ発電設備により発電した電気を小売電気事業者等に対して直接若しくは卸電力取引所を通じて売電する取引（以下「相対取引等」といいます。）による売電の方法等（売電の形態、売電に関する契約の有無並びに契約がある場合においてはその内容及びその相手方の属性、環境価値の取扱い等）。

太陽光発電設備等以外の再エネ発電設備等への投資に際しても、太陽光発電設備等への投資に準じて投資対象を選定します。

（中略）

c. 固定価格買取制度の適用等

本投資法人による投資は、原則として、再生可能エネルギー発電事業計画について経済産業大臣による認定を取得してFIT制度の適用を受け、再エネ発電設備に係る認定事業者が既に関取電気事業者との間で特定契約を締結し、接続電気事業者との系統連系が完了し、かつ、当該特定契約に基づく電気の供給を既に開始した再エネ発電設備等を対象とします。買取電気事業者と接続電気事業者とは同一の者であることを要しません。ただし、本投資法人は、東京証券取引所の有価証券上場規程その他関連諸法令及び諸規則に従い認められる限度で、FIP制度の適用を受ける再エネ発電設備等、FIT制度又はFIP制度の適用を受けない再エネ発電設備等又は未稼働の再エネ発電設備等にも投資することができます。

本投資法人による投資についてFIT制度の適用を受ける再エネ発電設備に投資する際には、当該時点における物価水準等の経済環境を踏まえて、当該再エネ発電設備に適用される調達価格、残存する調達期間及び出力制御のルールその他のFIT制度の適用条件を考慮します。

本投資法人によるFIT制度の適用を受ける再エネ発電設備への投資に際しては、当該再エネ発電設備について締結されている特定契約及び接続契約の条件を考慮します。なお、特定契約に基づく電気の買取価格は、当該再エネ発電設備に適用ある調達価格と同額又は実質的にそれ以上の金額とします。

本投資法人による投資に関し、市場取引等による売電の方法等（売電の形態、売電に関する契約の有無並びに契約がある場合においてはその内容及びその相手方の属性、環境価値の取扱い等）並びにFIP制度における基準価格及び残存する交付期間その他のFIP制度の適用条件を考慮の上、本投資法人の投資対象として適切であると判断した場合には、FIP制度の適用を受ける再エネ発電設備等にも投資することができます。

本投資法人が保有する資産のうち、FIT制度の適用を受ける再エネ発電設備について、見込まれる市場取引等による売電の方法等（売電の形態、売電に関する契約の有無並びに契約がある場合においてはその内容及びその相手方の属性、環境価値の取扱い等）並びにFIP制度の適用を受けた場合における基準価格、残存する交付期間及び出力制御のルールその他のFIP制度の適用条件を考慮の上、適用を受ける制度をFIT制度からFIP制度に変更することができます。

本投資法人による投資に関し、相対取引等による売電の方法等（売電の形態、売電に関する契約の有無並びに契約がある場合においてはその内容及びその相手方の属性、環境価値の取扱い等）を考慮の上、本投資法人の投資対象として適切であると判断した場合には、FIT制度又はFIP制度の適用を受けない再生可能エネルギー発電設備等にも投資することができます。

（中略）

（チ） 運営方針

（中略）

c. 賃貸借の条件

本投資法人与賃借人との賃貸借契約における賃料及び契約期間については、以下を基本とします。

i. 賃料

再エネ発電設備の収益性に鑑み、適切な賃料設定を行います。賃料は、原則として、想定発電売電収入等に基づく基本賃料と実際の売電収入等に基づく実績連動賃料を組み合わせた形態とします。

ii. 契約期間

調達期間（FIT制度の適用を受ける再エネ発電設備等へ投資する場合）、交付期間及び売電に関する契約の期間（FIP制度の適用を受ける再エネ発電設備等へ投資する場合）又は売電に関する契約の期間（FIT制度又はFIP制度の適用を受けない再エネ発電設備等へ投資する場合）、賃借人の信用力等を勘案し、実務上可能な限り、契約期間を長期とし、かつ、賃借人の選択による解約を制限するか、又は契約期間を短期としつつ、本投資法人の選択により強制的に再契約を可能とするようにします。

（中略）

（フ） 買取期間満了後の再生可能エネルギー

本投資法人が保有する資産のうち、FIT制度又はFIP制度の適用を受ける再エネ発電設備について、調達期間又は交付期間が満了し、FIT制度又はFIP制度の適用外となった場合は、(i)原則相対取引等によって売電するか、又は、(ii)権利関係上やむを得ず売電事業を継続できない場合や事業を継続しないことが適切であると判断した場合は、当該再エネ発電設備を売却するものとします。これらの選択においては、当該満了時における売電市場、卸電力取引所、当該再エネ発電設備のセカンダリー取引市場の動向及びそれらを踏まえた具体的な売電又は売却条件等を勘案するものとし、当該再エネ発電設備を売却する場合は、後記「（カ）ポートフォリオの見直し・売却方針」についても考慮します。

（中略）

（ヨ） 財務方針～堅固な財務戦略

（中略）

e. キャッシュフロー・マネジメント方針

本投資法人の基本合意書に基づく借入れが約定弁済付きであることに鑑み、本投資法人のキャッシュフローに着目したキャッシュフロー・マネジメントを重要な運用方針と位置づけ、様々な資金需要（運用資産の取得のための手元現金の利用、保有資産の価値の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の支払い及び長期修繕計画に沿った積立等、自己投資口の取得、債務の返済及び分配金の支払い等）に対応するべく、本投資法人の安定的な財務運営を維持、強化するため、資産売却損益を除いた保有資産の運用から生じるFFO（Funds from Operation）を判断基準とします。

また、規約第47条第(2)号に定める「継続的な利益超過分配」の上限額は、以下の算定方式に基づき算出します。

（後略）

(2) 当該変更の年月日

2025年1月24日